

# 身体拘束適正化のための指針

一般社団法人ミチシルベ

キミノタネ

## 1 基本的な考え方

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」には、障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束することを虐待と位置づけ、何人も障害者を虐待してはならないことを謳っています。

身体拘束は、スタッフの自由を制限することであり、スタッフの尊厳ある「はらたく」や「暮らす」を阻むものです。キミノタネでは、スタッフの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、サポーター一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

また、「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「ご本人が望む自分の生き方」という観点でとらえた個別支援を重視したサービス提供の質の向上をめざし、その結果として身体拘束等の廃止に繋げることをとします。

## 2 身体拘束等の廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束等の原則禁止

キミノタネ事業においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) 身体拘束の対象となる具体的な行為

身体拘束の具体的な行為とは、厚生労働省作成の「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」によると、

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体でスタッフを押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神科薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。                      とあります。

また、キミノタネでは  
スタッフの意志に反して、何等かの形態を用いて行動を制限する行為すべてを、身体拘

束・行動制限として位置づけ、個別支援計画や契約書に基づかない

- ⑦長時間にわたる無意味な、あるいは罰としての話し合い等定位置での拘禁
- ⑧長時間にわたる無意味な、あるいは罰としての離設及び滞在拒否（安全対策は例外）
- ⑨他、身体拘束・行動制限が疑われる案件

等の、「心の拘束」も「身体拘束」として含めることとします。

身体拘束や行動の制限をする行為は、スタッフ本人の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、本人の能力や権利を奪うこと（虐待）につながりかねない行為です。

### （3）身体拘束がもたらす多くの弊害

身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害することです。そして、身体拘束を行うことで多くの弊害をもたらします。

スタッフへの弊害：

- （身体的弊害）関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等
- （精神的弊害）意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱

キーパーソンや家族への弊害：精神的負担、信用の喪失、罪悪感

支援するサポーターへの弊害：支援への自信喪失、モチベーションの低下

身体拘束廃止を実現していくためには、直接支援にあたる現場サポーターのみならず事業所のサービス管理責任者、スタッフのキーパーソンや家族等が、身体拘束の弊害を正確に認識することが必要です。

## 3 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

### （1）基本的な考え方

本人又は他のスタッフの生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要

件の全てを満たした場合のみ、本人や家族への説明・同意を得て行うようにします。

また、身体拘束を行った場合は、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。要件にあてはまるのが、身体拘束を行うことを合理化するわけではないことをしっかりと認識し、よりスタッフ一人ひとりの行動を制限しない方法で可能な選択肢を常に模索していきます。

## (2) やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

### ①切迫性：

切迫性の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度までスタッフ本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要があります。

### ②非代替性：

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、スタッフ本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数サポーターで確認する必要があります。また、拘束の方法についても、スタッフ本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

### ③一時性：

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じてできるだけ短い時間に限られたものとします。

## (3) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

### ①事業所による決定

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において事業所として慎重に検討・決定します。この場合、サービス管理責任者、施設長、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つサポーターが出席します。また、

必要に応じて相談支援専門員等の同席も検討します。

② 個別支援計画への記載 (身体拘束適正化委員会)

身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載**します。問題となる課題をやむを得ない身体拘束によって解決とするのではなく、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を個別支援計画にて統一した方針の下で決定していくためです。

個別支援計画は、身体拘束の実施も含めて、支援見直しやモニタリング、評価、継続の必要性（必要性がない場合は直ちに解除）や改善等を6か月毎に行います。

③ 本人・キーパーソン・家族・成年後見人等への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜スタッフ本人やキーパーソン、家族、成年後見人等に十分に説明をし、了解を得ます。

④ 医療機関、行政や関係機関への相談、報告

特に行動障害のあるスタッフ支援は、キミノタネだけで抱え込まず、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報も受けながら、組織的な取り組みにしていきます。

⑤ 実施説明書 (身体拘束適正化委員会にて確認)

指定紙面 (身体拘束説明・記録・報告ファイルに準備済)

身体拘束等や行動制限が必要な理由

身体拘束等の方法

【予定】拘束等開始～解除

特記すべき心身の状況

個別支援計画への身体拘束関係特記

説明者・説明日・ご本人もしくはキーパーソン等のサイン

⑥ 実施記録 (身体拘束適正化委員会にて確認)

個人記録支援システムにて (# 身体拘束を入力する事で、記録抜粋抽出が可能)

身体拘束や行動制限が必要な理由

- 方法（場所・行為・部位・内容）
- 身体拘束実施時間
- スタッフの状況や周囲の環境
- 実施後のスタッフの心身の状態
- 緊急やむを得ない理由 等
- 記録者

⑤ 経過観察と検討記録 （身体拘束適正化委員会にて確認）

- 個人記録支援システムにて （#身体拘束を入力する事で、記録抜粋抽出が可能）
- 日々の心身の状態
  - 経過観察
  - 見直し・検討
  - 今後の支援構築
  - 記録者

## 4 身体拘束等廃止に向けて 5 つの方針

身体拘束を廃止することは決して容易ではありません。現場サポーターだけでなく、キミノタネ全体が、そして本人やそのキーパーソンや家族も含め全員が強い意志をもって取り組むことが何よりも大事です。身体拘束廃止に向けて、まず以下の5つの方針を参考にし、取り組んでいきます

表 1-3 引用)厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

- ① トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む。組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することがまず重要である。
- ② みんなで議論し、共通の意識を持つ。この問題は、個人それぞれの意識の問題でもある。身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば廃止できるかを、トップも含めて支援者間で十分に議論し、みんなの問題意識を共有していく努力が求められる。その際には「利用者中心」で考えることを忘れてはいけない。家族へも十分な説明を行い、理解と協力を得なければならない。
- ③ まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。個々の高齢者についてももう一度心

身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態をつくりだす方向を追求していくことが重要である。問題行動がある場合も、そこにはなんらかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切である。

④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり、支援員全員で助け合える体制づくりをする必要がある。

⑤ 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に。「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束をされているのか」を考え、まずいかに拘束を解除するかを検討することから始める必要がある。問題の検討もなく「漫然」と拘束している場合は直ちに拘束を解除する。また、困難が伴う場合であっても、ケアの方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね、解除を実行する。

## 5 身体拘束適正化委員会の実施

### (1) 委員会の設置及びその目的

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、サポーターに周知徹底を図ることを目的とします。

### (2) 委員会の開催及び実施 (年間計画に沿う)

委員会は以下の項目について年1回以上開催し協議します。

- ①身体拘束等についての報告を整備するための様式整備
- ②身体拘束の発生ごとにその状況、背景などが記録されたものを、①の様式に従い報告を受ける。
- ③身体拘束適正化委員会において、②により報告された事例を集計し、分析。
- ④事例の分析にあたっては、発生原因や結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ⑤報告された事例及び分析結果をサポーターに周知徹底する。
- ⑥適正化策を講じた後に、その効果について検証する。
- ⑦その他必要のある時

### (3) 身体拘束適正化委員会の構成

委員会の構成は、次の職にあるもので構成します。

委員会責任者 施設長

委員 短時間バイト（清掃等）及びボランティアを除く全サポーター

※虐待内容及び、通報状況によって委員は変更することがある。

※第三者委員は、被虐待者及びキーパーソン家族、通報者からの同意に基づき介入する。

※必要に応じて専門職の意見を入れることができるようにする。

#### **（４）身体拘束廃止・改善のためのサポーター教育・研修（年間計画に沿う）**

支援に関わるすべてのサポーターに対して、虐待防止委員会と共同して研修を年 1 回以上開催します。

## **6 スタッフ等に対する指針の閲覧**

この指針は、スタッフ・キーパーソン・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、キミノタネホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

（附則）この指針改正版は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日より施行する